日本NIE学会会報

第51号

[発行所]日本NIE学会事務局

〒 240-8501 横浜市保土ヶ谷区常盤台 79-1 横浜国立大学教育人間科学部 重松克也研究室内 TEL/FAX 045-339-3433 E-mail jssnie2005@gmail.com

日本 NIE 学会第 19 回大会のご案内

大会テーマ:高度情報化社会における NIE の役割 -NIE ならではの探究活動を充実させるために -

日本NIE学会会長 平石 隆敏 大会実行委員長 片岡 浩二

大会要項

1 期 日 2022 (令和 4) 年 12 月 4 日 (日)

8:40	9:00	11:00	11:10 12	2:10 13	:00 14:2	0 14	16:	10 16:	30 17:30
開会式	自由研究発表会		理事会		シンポジウム (大会開催実行委 員会)		NIE 生徒研究 発表会 (企画委員会)		総会

- 2 開催形式 オンライン (zoom)
- 3 参加費 無料
- 4 テーマ 高度情報化社会における NIE の役割-NIE ならではの探究活動を充実させるために -
- 5 プログラム

12月4日

開 会 式 8:40 -

自由研究発表会 9:00 - 11:00

理 事 会 11:10 - 12:10

シンポジウム 13:00 - 14:20

NIE は新聞記事の活用を通して主体的で対話的な学習活動を活性化し、教科内容を深めたりあるいは教科の枠を超えた総合的な学びを展開したりしてきた。いわゆる新学習指導要領でも「探究」が大きなキーワードであり、まさに NIE が正面から取り組んできたといえる。

それに関わらず、なかなか新聞活用が学校現場で広範な浸透を見ない現状も数多く指摘されている。 高度情報化社会における情報の質的量的な変容に伴う新聞報道の存在意義に関わる要因も枚挙の暇が ないほど指摘されている。その一方で、知識理解ベースの指導観(NIE が教科書の内容とずれていく 学びを育むことへの違和感も)やその場の思いつきの判断を"出力"として容認する指導観から脱却 できない等々やその他多岐にわたる様々な要因が指摘できよう。

本シンポジウムは、上記の要因全てを網羅しえないが、今日における情報と情報の受け止め方に焦点づけて、現実の世界・社会・他者に開かれていく学び(探究)を育成するために、指導目的・目標として何を重視するのか、いかなる力を育むのか等々についていくつかの論点を提供できたら、と設定した。児童生徒が表面的に主体的・対話的な学習から離陸し、深い学びを育んでいく「探究」の授業・指導づくりに必須な土台づくりであり、また"だからこそ NIE だ"とする研究や実践における方向性にとって大きな主軸の一つ足りえると考えたのである。

ただ、シンポジストには、"だからこそ NIE だ"という結論に直線的に向かうのではなく、今日における情報と情報の受け止め方を踏まえればという立場から、自身が取り組まれている研究や実践をもとにいかなる力の育成が求められているのかについて主に発表していただく。

NIE ならではの探究活動をさらに充実させる研究や実践の方向性を再確認したり、再考できるシンポジウムとなればと考える。

【シンポジスト】

赤池 幹(神奈川 NIE 推進協議会長、元新聞記者)

坂本 旬(法政大学教授)

尾高 泉(日本新聞協会博物館事業部長、ニュースパーク館長)

【司会】 片岡浩二(横浜国立大学)

「NIE 生徒研究発表会」(企画委員会企画) 14:30 - 16:10

近年、「総合的な探究の時間」など、高校での探究的な学びが盛んになされるようになっており、高校生の探究活動をサポートする動きがある。

例えば、SSH(スーパーサイエンスハイスクール)での「課題研究」では、JST(科学技術振興機構)による生徒研究発表会が開催され文部科学大臣による表彰がおこなわれるとともに、大学や研究所の専門家によるアドバイスがなされ、科学技術人材の育成に貢献している。他にも、日本獣医学会「サイエンスファーム」という高校生発表企画を 2021 年の学会大会で企画実施する等、自然科学系を中心にこうした動きは顕著である。

一方で、人文社会科学系ではこうした動きは管見では見られない。

そこで、小中高等学校で昨今の探究的な学びに先行して新聞やニュースなどを利用し、児童生徒の探究的な学びの開発と実践・研究に取り組んできた日本 NIE 学会が、高校生の探究的な学びをサポートする役割を果たし、将来の市民社会を支える主体的に学ぶ力やメディア・リテラシーを備えた市民の育成と探究的な学びの拡充と深化とに貢献してはどうかと考えた。

こうしたことが可能かどうかを検証するために、2019年鳴門大会、2020年東京大会、2021年京都大

会で高校生の研究発表を企画実施してきた。この結果、学会員による指導や支援があれば十分可能で あるとわかった。

なお、高校では、自然科学系の探究的な学びや課題研究をおこなう生徒への専門家によるサポートや発表機会は十分にあるものの、人文社会科学系では高大連携の仕組みがなければ「無い」というのが実感である。

以上の問題意識に基づいて、大会での高校生探究活動「NIE 生徒研究発表会」を開催する(なお、8 月9日に高校生探究活動「NIE 生徒研究発表会」プレ大会を開催し、発表校9校はブラッシュアップ 案を企画委員会からのアドバイスとともに9月中旬を目処に作成する等の取り組みを行った)。

大会当日は生徒による発表 15 分+質疑応答など 5 分で、企画委員会が依頼した学会員により審査 し、下記の賞を授与する。

日本 NIE 学会賞(最優秀)、優秀研究賞(優秀)、研究奨励賞(その他参加校全校)

総 会 16:30 - 17:30

6 自由研究発表について

自由研究発表会 $(9:00 \sim 11:00)$ はオンライン (zoom ライブ) 開催とします。ブレイクアウトルームを活用して複数の部屋を用意します。

(1) 発表について

発表方法・時間:双方向型の交流(リモートでのオンライン口頭発表)形式。

発表は20分、質疑応答10分で行います。

発表資格:日本 NIE 学会会員であること(共同発表の場合も、発表者全員が会員であること)です。

(2) 発表申込方法

○発表申込み

◇発表申し込み期間:2022 年 10 月 10 日(月)から 11 月 13 日(日)(必着)

日本 NIE 学会 Web ページ (https://jssnie.jp) での「2022 年度大会発表申込み」にアクセスして「日本 NIE 学会第 19 回大会 自由研究発表申込書」文書 (word 形式)をダウンロードして下さい。

必要事項をご記入の上、E-mail で添付ファイルとして、以下の大会実行委員会まで送信ください。 申込み書類や発表資格等の申込み内容を確認した時点で、E-mail で受付完了の通知を送信いたします。 発表者、発表題目等については学会 Web ページ等にてお知らせします (11 月 20 日予定)。

○発表要旨の提出

◇発表要旨原稿の提出期間: 2022 年 11 月 13 日 (日) から 11 月 20 日 (日) (必着)

発表要旨集を作成いたしませんが、発表者の発表要旨を日本 NIE 学会 Web ページで公開しますので、 発表要旨原稿を提出してください。原稿様式は学会 Web ページのトップページ / 「図書・学会誌」/「大 会発表要旨用原稿 様式」を参照ください。

○「発表申込書」「発表要旨原稿」の送信(送付)先

日本 NIE 学会第 19 回大会実行委員会

横浜国立大学 重松克也 E-mail:shigematsu-katsuya-mj@ynu.ac.jp

◇発表時に新聞記事(紙面)を使用する際の注意点

発表の際に、新聞記事(紙面)を使用する予定の方は、本大会で発表のため仕様する旨、予め当該の 新聞社にご自身で発表資料(記事名・日にち)の使用許諾をおとりください。その許諾を受けないまま 新聞記事(紙面)を示す発表はできませんので、必ず事前に使用許諾をおとりください。

当該の新聞社より新聞記事利用許可の連絡を受け取られましたら、**許可書と発表資料(使用する予定の記事)を11月25日(金)まで**に大会事務局までお送りください。その整合性を大会実行委員会にて確認いたしましたら発表者へ確認のご連絡をいたします。

発表で提示する新聞記事は許可されたもののみとし、許可後は変更しないようにしてください。

<手続きの流れ>

- 1 新聞記事の使用許諾は発表者当人が行ってください。
- 2 記事使用申請の許可書と発表資料とを11月25日までに大会実行委員会に提出してください。
- 3 大会実行委員会がその整合性を確認し、発表者へ確認できた旨を連絡いたします。 *提示する新聞記事の記載事項(発表当日の資料)は変更しないこと。

7 大会参加申込みについて

◇大会参加申込み期間: 2022年10月10日(月)から11月25日(土)(必着)

○参加申込方法

日本 NIE 学会 Web ページ (https://jssnie.jp) にある「日本 NIE 学会第 19 回大会参加申込みフォーム」にアクセスして、アクセスしてお申し込みください。

申込みフォームに入力(手続き)したのに返信メール(参加 URL を含む)が届かない場合は、念のため「迷惑メールフォルダー等をご確認の上、下記のアドレスまでご連絡ください。

日本 NIE 学会第 19 回大会実行委員会

横浜国立大学 重松克也 E-mail:shigematsu-katsuya-mj@ynu.ac.jp

○オンライン (zoom) での参加が困難な会員へ

大会の開催が1日(日曜日)となり、ネット対応が難しい方もおられると思います。大会の様子につきましては会報などでご報告いたします。

【zoom の接続方法】

- 1 準備する物:zoom が使用できるPC・iPad(タブレット)などのデバイス
- 2 zoom に接続する場合は、次の URL よりあらかじめ zoom をダウンロードしてください(https://zoom.us/download)

タブレットやスマホでも接続できますし、最近のパソコンであればカメラ、マイクはついていますが、できるだけ事前にテスト(下記)をしておかれることをお勧めします。

3 事前の接続テスト https://zoom.us/test 「参加」を押すと、ひとりでも接続のテストができます。

ご不明な点等ございましたら、次へお問い合わせください。

問い合わせ先

日本 NIE 学会第 19 回大会実行委員会 横浜国立大学 重松克也 E-mail:shigematsu-katsuya-mj@ynu.ac.jp

*今後の大会に関する情報は適宜、学会HPにてお知らせいたしますので、ご覧ください。

運営委員会より 一会報第50号での訂正とお詫び

日本NIE学会規約

第1章 総 則

- 第1条 本学会は日本NIE学会という。
- 第2条 本学会の本部は当面の間「横浜市保土ヶ谷区常盤台79-1 横浜国立大学教育人間科学部 重松克也研究室」内に置く。本部は「日本 NIE 学会運営委員会内規」で定めた業務を行う。

但しその他の地に支部を置くことができる。

第2章 目的および事業

- 第3条 本学会は新聞を教育に活用することに 関する研究,調査,教育実践ならびにその 会員相互の協力を促進し,我が国の教育の 発展及び文化の向上に貢献することを目的 とする。
- 第4条 本学会は前条の目的を達成するため次 の事業を行う。
 - 1. N I E の学術的研究調査
 - 2. 幼・小・中・高・大学・社会人を含め たNIE実践の推進と開発
 - 3. NIE教育の普及・助成
 - 4. 機関誌その他の図書の刊行
 - 5. その他

第3章 会員

- 第5条 本学会の会員は次の3種とする。
 - 1. 正会員
 - 2. 法人会員
 - 3. 顧問

但し準会員をおくことができる。

- 第6条 正会員は本会の目的と規約に賛同し, 理事会が承認した者とする。
- 第7条 準会員はNIEの研究調査に関心を持

つ学生で所定の手続きを経て,理事会が承認した者とする。

- 第8条 正会員および準会員は所定の会費を納めなければならない。
- 第9条 法人会員は本学会の趣旨に賛成し、本 学会と協同して会の目的を実現しようとす る者で、理事会で承認した者とする。
- 第10条 顧問は特に本学会に功労のあった者で、理事会で承認した者とする。顧問には年会費は免除され、会報・学会誌は無償で送付される。

第4章 役 員

- 第11条 本学会は次の役員を置く。
 - 1. 会長 1名
 - 2. 副会長 1名
 - 3. 理事 若干名
 - 4. 監事 2名
- 第12条 会長および副会長は理事会において互 選し、総会の承認をうる。その任期は総会 後の4月1日より2年間とし、再任をさま たげない。
- 第13条 理事および監事は正会員の中から総会 において選任する。

その任期は総会後の4月1日より2年間と し、再任をさまたげない。

- 第14条 補欠により選任した役員の任期は前2 条の規定にかかわらず前任者の任期の残存 期間とする。
- 第15条 会長は本学会を代表する。

会長が故障のある場合には、副会長に、その職務を代行させる。

第16条 理事会は会長および副会長, 理事によって構成される。

理事会は総会の議決事項以外の会務を決定

する。

理事会は常任理事若干名を互選し、これに 各委員会の執行を委任することができる。

- 第17条 理事会の議決は総員の過半数の同意を 必要とする。
- 第18条 監事は、会計および会務執行の状況を 監査する。

監事は理事会に出席して意見を述べること ができる。

第19条 会長は、理事会の承認を得て顧問を置くことができる。

第5章 総 会

第20条 総会は、本学会の最高議決機関であって、毎年1回定期に開くこととし、会長はこれを招集する。

理事会が必要と認めたときは会長は何時で も臨時総会を招集することができる。

正会員の5分の1以上の者が会議の目的たる事項を示して請求したときは、会長は臨時総会を招集しなければならない。

第21条 総会の議決は、別段の定めがある場合 を除き、出席した正会員の過半数によって 決める。

第6章 委 員 会

第22条 本学会の活動を促進するために委員会 をおくことができる。

各委員会の規則は別に定める。

第7章 資産および会計

- 第23条 本学会の資産は会費, 寄附金およびその他の諸収入より成る。
- 第24条 本学会の会計年度は毎年4月1日に始 まり翌年3月31日に終わる。
- 第25条 毎年度の予算,決算および財産目録は 総会の承認を受けることを要する。

第8章 規約の変更・実施

および解散

- 第26条 本規約は、総会において、出席した正 会員の3分の2以上の同意をえなければ、 これを改正することができない。
- 第27条 本学会は総会員の3分の2以上の同意 がなければ解散することができない。
- 第28条 本規約を実施するために細則を設ける ことができる。

附記

2005.3.20 制定・施行

2009.11.21 改正

2010.4.29 第 2 条事務局記載事項変更

2012.4.1 改正

2014.3.16 改正

2016.11.26 改正